

白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

当審査会は、平成19年7月18日に、市長から白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書について諮問を受け、これまで2回の審査を行った。

この事業は、事業者が排出する廃プラスチック類、ガラスくず等を埋立処分する、いわゆる安定型の産業廃棄物最終処分場を増設しようとするものであり、予定地は広島市の水源である太田川流域に位置している。

このため、地域の特性に応じた適切な環境保全措置が講じられ、事業の実施に伴う環境への影響が可能な限り低減されたものとなるよう、下記のとおり審査結果に基づく意見を述べる。

1 事業計画

最終処分場を適正に管理するため、安定型処分場で処分できない産業廃棄物の混入を防止する対策として、埋立地側での内容は準備書に記載されているが、排出者側での確認も行うなど、更なる搬入管理の強化を図るための具体的な対策についても検討し、その内容を評価書に記載すること。

2 環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法

(1) 大気環境

ア 廃棄物の埋立に伴う粉じんの予測においては、類似事例を基に定性的に行われているが、引用した類似事例の風向、風速及び天気などの気象条件や時間帯が示されていないことから、これらの条件を評価書に記載すること。

イ 廃棄物搬入車両の走行に伴う騒音については、主要な搬入ルートである「ゆずりは農道」の一部地域において、現況調査結果及び予測値とも道路交通騒音が環境基準値より高い値を示していることから、廃棄物搬入車両の走行による騒音を低減するためのより具体的な対策について検討し、その内容を評価書に記載すること。

(2) 水環境

ア 既存の埋立処分場の水質調査結果において、放流槽で過去に有機塩素化合物が検出された経緯があり、その原因が造成工事に伴って使用された有機溶剤に由来するものとされているが、基準値以内ではあるものの他の有機性化学物質も検出されていることから、造成工事で使用した有機溶剤等の成分を示すなどにより、因果関係を明らかにすること。

また、今後、事業を実施する際には、造成工事等で使用する有機溶剤等について事前にその成分等を確認するとともに、浸透水等への汚染防止のための適切な対応策を検討し、その内容を評価書に記載すること。

イ 既設の観測井戸の水質調査で廃棄物の埋立以前から鉛、ヒ素等の重金属類が検出され、その原因が自然由来によるものとされているが、そのより正確な根拠を示せるよう、地下水や地質の追加的な調査について検討し、その内容を評価書に記載すること。

(3) 景観

景観に係る環境保全措置として、処分場の法面や跡地には在来種を用いた緑化を行うこととしていることから、景観の予測にあたっては、環境保全措置を見込んだフォトモンタージュを作成し、適正な予測・評価を行うこと。

(4) その他

処分場の増設に伴い長大な法面が生じることから、集中豪雨等に伴う自然災害も含め、崩壊等が生じないよう法面の状況を定期的に調査し、必要に応じて適切な措置を講じること。